

審 査 基 準 整 理 票

処分名	指定介護予防支援事業者の指定の更新		
根拠法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	（条項） 第115条の31	
基準法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	（条項） 第115条の31	
	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第37号）		
	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年老振発第0331003号、老老発第0331016号）		
	大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年3月20日条例第54号）		
所管部署	健康福祉部（局） 福祉指導監査課（室）		
標準処理期間	3 0 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 参 考 [根拠法令] 介護保険法 (準用) 第百十五条の三十一 第七十条の二の規定は、第五十八条第一項の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。